ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果について

令和７年７月 14 日
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

令和７年５月９日（金）から令和７年６月８日（日）にかけて、「ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（案）」に対する意見公募を行いました。その結果を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

１　実施方法
（１）公募期間：令和７年５月９日（金）～令和７年６月８日（日）
（２）告知方法：電子政府の総合窓口（ｅ－Ｇｏｖ）ホームページ
（３）意見提出方法：電子政府の総合窓口（ｅ－Ｇｏｖ）の意見提出フォーム、電子メール、郵送

２　意見公募の結果
（１）提出意見数　：14 件
（２）御意見の内容と御意見に対する考え方は別紙１のとおりです。
（３）意見募集を実施した際からの変更点は別紙２のとおりです。

３　本件に関するお問い合わせ先
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室
住　所：〒１００－８９３１　東京都千代田区霞が関１－３－１
電　話：０３－３５０１－２９６３

（別紙１）

ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果について

No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	○意見内容 メタネーションのための水素の種類が書かれていないため、安易にグレー水素を使う業者が多くなることが懸念される。 化石燃料から作るグレー水素やブルー水素では、本来の目的であるカーボンニュートラルにならないため、再生可能エネルギーから作るグリーン水素に限定すべきである。	ガス事業法施行規則の合成メタンの定義として、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第六十九号）の定義を引用し、定義に CI 値の基準を含めています。
2	カーボンニュートラルは自然を破壊する考えですので止めましょう	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 6 次評価報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界平均気温は 2011～2020 年に 1.1°C の温暖化に達した」と示されたところです。政府では、こうした科学的知見を踏まえ、気候変動対策に引き続き取り組んでまいります。
3	本制度案は、日本のカーボンニュートラル化を目指す中で、GX 経済移行債や長期脱炭素電源オークションと並行して中長期的に脱炭素施策を社会に実装させていく手段として、良い先行例となっていくと期待します。 GX 経済移行債を用いた「価格差に着目した支援」と異なる点として、本制度が適用される事業期間のあとの供給義務は発生しないということでしょうか？また、2030 年以前の本制度の適用は認められていくのでしょうか？	調達小売事業者が申請した合成メタンの供給の期間の終了後は、供給義務は発生しません。2030 年以前の本制度の活用は妨げられておりません。

4	提出書類において、事業者が法人番号ある事業者である場合は、法人番号についての記載を行わせた方が望ましいのではないかと思われる（行政の能率、公正性の確保の観点から)。 よって、書類様式について、事業者についての記載を行う部分について、法人番号についての記載欄を設けた方が良いのではないかと考える。	いただいた御意見については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。
5	○該当箇所 ガス事業法施行規則 第二十条の二 一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者は、当該通知に従い、合成メタン等調達費をその小売託送供給の相手方から回収しなければならない。 ○意見内容 一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者が費用回収するにあたって、必要以上に頻繁な改定を回避し、経済産業大臣の承認から託送料金改定実施までのリードタイムを十分に確保するよう適正なガス取引についての指針等において定めていただきたい。 ○理由 託送料金の変動は、小売料金への転嫁を通じて最終的に需要家が費用負担することになることから、需要家に対する託送料金の予見性や周知期間の確保は必要である。さらに、小売事業者において託送料金の変分改定に伴うシステム改修や需要家への周知にかかる費用・業務負担が発生することから、これらに係る負担を理由に託送料金の値上げ分を飲み込むといった事態は避ける必要があるため。	いただいた御意見については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。

6	〇該当箇所 ガス事業法施行規則 第二十条の三 ガス小売事業者は、合成メタン又はバイオガスの調達に必要な資金を一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から回収しようとするときは、回収しようとする費用の額について、三年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。 〇意見内容 経済産業大臣の承認を受けようとするガス小売事業者（以下「申請ガス小売事業者」という。）が値差支援を受けながら「自分たちのメニューには生の合成メタン等が含まれる」、「他社のメニューはバーチャル」など環境価値を差別化することについて、適正なガス取引についての指針やガスの小売営業に関する指針等において問題となる行為として位置付けていただきたい。 〇理由 申請ガス小売事業者が環境価値を差別化して PR することは、合成メタン等を調達した事業者以外の小売事業者が値差を負担した上で、環境価値も公平に分配される制度の趣旨に反し、公平性を著しく損なうことになるため	いただいた御意見については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。

7	〇該当箇所 ガス事業法施行規則 第二十条の三第一項の承認を行う場合において、経済産業大臣が必要があると認めるときは、合成メタン又はバイオガスの調達に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。 〇意見内容 託送料金への算入承認にあたっては、透明性確保のために可能な限り公開の場で情報をオープンにしていただきたい。 〇理由 合成メタン等の調達者が負担すべきコストを託送料金により需要家が負担する制度の特殊性に鑑みて、需要家の理解を得るためには承認プロセスの透明性が不可欠なため。	いただいた御意見については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。
8	〇意見内容 輸入されたe-メタンのCI値が基準値である「49.3g-CO_2/MJ」未満であれば、その製造に使用された電力がREC（Renewable Energy Credit：45Vの税控除要件であるHourly Matching Regionality Additionalityを満たさない再生エネルギー証書）の購入によるものであっても、全量託送制度下の低炭素燃料（e-メタン）として認証されるのでしょうか？ 〇意見内容 当社はe-メタンのコスト最適化に取り組むと同時に、米国インフレ抑制法（IRA）45Vの見直し・廃止の可能性も見据え、潜在的リスクを軽減する手	いただいた御意見については、現在詳細な運用などを検討中の段階であるため、今後の施策の実施に関する御意見として検討させていただきます。

	法としてあらゆる電源の選択肢を評価中です。 RECは45Vの要件を満たさない事から税控除の対象とはなりませんが、再エネとして製造され、流動性も高く、電力コストとリスク低減に寄与する可能性がある為、その採用可否につき確認させて頂くものです。	
9	○意見内容 託送制度の下、日本入着のLNG価格と必ずしも連動しない米国内の地域別電力ハブ（例：Southwest Power Pool等）を指標とした価格でe-メタンを輸入する事に問題はないでしょうか？ ○理由 託送制度の下で輸入されるe-メタンと本邦LNG輸入平均価格の差額が転嫁の対象と理解しますが、大量の電力を消費するグリーン水素の製造コストは製造地の電力価格を指標とせざるを得ない為、原油リンクのLNG価格とは必ずしも同じ値動きをしない場合もあります。電力コストの変動幅を抑える為、流動性の高い米国の地域電力指数をe-メタン価格算定の指標とする事に問題がないかを確認させて頂くものです。	いただいた御意見については、現在詳細な運用などを検討中の段階であるため、今後の施策の実施に関する御意見として検討させていただきます。

10	○意見内容 CI値の算定にあたっては、値差支援同様にISO規格が使用されるとの理解で良いでしょうか。 ○理由 託送制度下で輸入するe-メタンのCI値の算定基準を確認させて頂くものです。	いただいた御意見については、現在詳細な運用などを検討中の段階であるため、今後の施策の実施に関する御意見として検討させていただきます。
11	○意見内容 日本における輸入e-メタンの認証要件はいつ決定・公表される予定でしょうか。 ○理由 日本に輸入されるe-メタンに必要な環境証書の要件は現時点では未定と理解しており、今後FIDを迎える中、極力早い段階で具体的要件を明確にして頂きたい。	いただいた御意見については、現在詳細な運用などを検討中の段階であるため、今後の施策の実施に関する御意見として検討させていただきます。

12	○意見内容 上流でRNG（Renewable Natural Gas：バイオガス）とe-メタンをブレンドした場合、双方の製造地・数量等の詳細情報が提出され、尚且つ日本に輸入される最終製品の（理論上の）CI値が「49.3g-CO_2/MJ」の基準値内であれば、当該製品は全量「低炭素燃料」のe-メタンとして見做されるのでしょうか？ ○理由 日本への輸入価格の低減及び万一e-メタン製造プラントの稼働遅延・停止の際のバックアップとして、e-メタンとバイオガスのブレンドも含めた出荷体制を検討していますが、ブレンド後の製品が全量託送対象のe-メタンとして認知されるのかを確認させて頂くものです。	バイオガスを混入させた場合は、全量が合成メタンとして扱われるわけではなく混入した量分はバイオガスとして扱われます。
13	○意見内容 輸入されたe-メタン及びRNG（バイオガス）についても「クリーンガス証書」等の発行対象として認めて頂く事は出来ないのでしょうか？ ○理由 現在、輸入e-メタンはクリーンガス証書の対象となっておらず、小都市ガス会社を始め、環境価値を広く中本邦需要家に普及させるには、検査作業の一部を米国検査機関に委託する等、より弾力的な認証制度の整備をお願いしたい。	「クリーンガス証書」は民間独自の取組であり、制度の運用を行っている団体に確認いただければと思います。

14	○意見内容 既存の化石燃料との差別化要因となり得る「石油石炭税」及び「化石燃料賦課金」は輸入e-メタンの場合、夫々「免税」「対象外」となるのでしょうか？また、未定の場合はいつ頃判明するのでしょうか？ ○理由 既存の化石燃料との価格差を明確にしない限り、売主・買主双方でe-メタンの販売・購入の経済合理性の検証が出来ず、上記制度の早期制定をお願いするものです。	いただいた御意見については、現在、実現可能性などを検討中であり、実施の可否や実施する時期も未定の段階であるため、今後の施策の実施に関する御意見として検討させていただきます。

（別紙２）

ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（案）に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令

No	修正箇所	修正内容	備考
1	ページ 10　改正後欄	「連結託送供給（**導管事業者**が一の需要場所に対する託送供給を連続して行う場合における託送供給のうち、当該一の需要場所に対して行う最後の託送供給以外の託送供給をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項」を「連結託送供給（**一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者**が一の需要場所に対する託送供給を連続して行う場合における託送供給のうち、当該一の需要場所に対して行う最後の託送供給以外の託送供給をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項」に改める。	技術的修正
2	ページ 37　改正後欄	「譲受け等**一般ガス事業者**」を「譲受け等**一般ガス導管事業者**」に改める。	技術的修正
3	ページ 89　改正後欄	「２．毎事業年度決算確定値を**もとに**次表の方法によって算定すること」を「２．毎事業年度決算確定値を**基に**次表の方法によって算定すること」に改める。	技術的修正
4	ページ 99　改正後欄	「**様式十一の二第一表**」を「**様式第十一の二第一表**」に改める。	技術的修正
5	ページ 100　改正後欄	「**様式十一の三第一表**」を「**様式第十一の三第一表**」に改める。	技術的修正
6	ページ 99　改正後欄　別表第３第４表	「**バイガス調達費**」を「**バイオガス調達費**」	技術的修正

合成メタン等調達費の額の承認に係る基準

No	修正箇所	修正内容	備考

1	ページ３　へ	「合成メタン等に係る調達契約によりイからホまでに規定する事項を示すことができない場合にあっては、合成メタン等又は水素その他の合成メタン等の原料の**市場価格を勘案して定められていること。**」を「合成メタン等に係る調達契約によりイからホまでに規定する事項を示すことができない場合にあっては、合成メタン等又は水素その他の合成メタン等の原料の**市場価格**」に改める。	技術的修正
2	ページ３　ト	「**合成メタン等調達費が**、必要に応じて、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条に基づき、財務大臣が告示する本邦通貨の基準外国為替相場又は外国通貨の本邦通貨に対する裁定外国為替相場（チにおいて「為替相場」という。）に基づいて算定されていること。」を「**合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額が**、必要に応じて、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条に基づき、財務大臣が告示する本邦通貨の基準外国為替相場又は外国通貨の本邦通貨に対する裁定外国為替相場（チにおいて「為替相場」という。）に基づいて算定されていること。」に改める。	技術的修正